

6 会 坂 産 農 第 494 号
令 和 7 年 2 月 10 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津坂下町長 古川庄平

市町村名 (市町村コード)	会津坂下町 (07421)
地域名 (地域内農業集落名)	金上地区 (海老沢集落)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・本集落の担い手は11経営体であり、うち集落内の認定農業者が1経営体、自作農家が6経営体である。入り作農家は認定農業者が3経営体(うち法人2経営体)で自作農家が1経営体である。
- ・入り作の認定農業者3経営体で集落農用地面積の約1/4を耕作している。
- ・集落内の高齢化が進んでいるため離農する農家が増えしていくが、集落内の担い手への委託を優先して集落営農を維持する。
- ・水利に関しては、入り作者でかけ流し等管理が悪い担い手もいるが、基本的に大きな問題はない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・すべての農地について、基本的には現在の耕作者で営農を継続する。
- ・高齢や後継者がいない等を理由にやむを得ず離農する場合は、基本的に集落内の担い手に集約することで、自分たちの集落を自分たちで守っていくことを目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	30.81 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	30.81 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手農家のうち、集落内の担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地中間管理機構を通して進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

離農等に伴う農地移動は、担い手の経営意向(規模拡大等)などを考慮しながら、農地中間管理機構を通して集積していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地の集積及び集約化(団地化)の進捗に合わせながら、畦畔除去等による水田の大規模区画化を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

集落内の担い手を中心に農業を継続していくとともに、可能な限り自作地の維持・保全に努める。また、他地区的農業者及び関係機関と意見交換や情報交換を積極的に行って連携し、安定した経営基盤を確立していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

防除作業や追肥等については、業者等へ作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③防除や追肥作業等についてスマート農業(委託含む)を取り入れ、作業省力化によるコスト縮減、所得確保を目指す。

⑦多面的機能支払交付金事業の活動を実施し、自作農家・委託農家・集落住民が協力して農地保全等の取組を維持・発展させていく。